

保存版

令和 6年 4月 15日

保護者様

京都市立東山総合支援学校
校長 井尻 滋明

地震に対する非常措置について

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震が発生した場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

また、災害時には、電話やメール等が集中し、ご家庭との連絡が困難になることが予想されます。学校からは可能な範囲で学校ホームページ・スクール(登録者)にてお知らせをさせていただきますが、災害に関する情報については、各家庭で情報収集していただきますようお願いします。

なお、この非常措置は、本校が立地する京都市東山区だけではなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

記

◆「京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上の地震が発生した場合」

1 登校前に発生した場合

(1)以下の通り、次の登校日を臨時休業とします。

- 下校後から午前0時までに発生した場合……翌日を臨時休業
 - 午前0時以降、登校までに発生した場合……当日を臨時休業
 - 休業日、休業日前日に発生した場合…………原則として(※)休業日明けの登校日を臨時休業
(※)休業日明け……金曜日下校時以降、土曜日・日曜日に発生した場合、原則として月曜日が臨時休業、祝日に発生した場合、翌日が臨時休業
- ※安全が確認でき、授業を実施する場合は、ホームページ・スクール(登録者)により授業等を実施する旨を連絡します。
- ※職場実習につきましても、原則として同じ扱いとします。実習先には学校から連絡します。

(2)臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、学校ホームページ・スクール(登録者)により、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

(1)直ちに臨時休業とします。

(2)下校の安全が確認できるまでは学校で待機をし、安全確認でき次第、下校します。また、下校時間を変更することがあります。帰宅後は、すぐに学校に連絡をしてください。

(東山総合支援学校 TEL:075-561-3373)

(3)不測の事態においては、保護者と連絡が取れるまで学校にとどまり、学校ホームページや、スクリーン等で「学校での待機」「外部の避難場所への移動」「保護者への引き渡し」等の対応について連絡します。

※職場実習中は、学校が実習先及び保護者と連絡を取り、必要な対応を行います。

3.家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るために「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨お話ししますようお願いします。